

# 教職員の働き方改革推進計画

令和8年3月

秋田県教育委員会

## 目 次

第1章 計画の趣旨と現状・課題	1
(1) 計画の趣旨	
(2) 本県の現状と課題	
① 県内の教員の勤務状況	
② 県立学校教員の時間外在校等時間の状況	
③ これまでの取組と課題	
第2章 目的・計画期間・計画の位置づけ等	5
(1) 計画の目的	
(2) 計画期間	
(3) 計画の位置づけ、計画の公表・改訂、総合教育会議での報告等	
(4) 計画の構成	
第3章 県立学校教員の業務量管理及び健康確保に係る目標・取組等	6
(1) 目標	
① 秋田県教育委員会が定める勤務時間の上限に関する規定	
② 目標	
(2) 取組の柱と重点	
(3) 具体的な取組	
I 学校内での働き方改革推進の支援	
II 教員と学校をサポートする体制整備	
III 教職員のワーク・ライフ・バランスを実現する環境整備	
(4) 県立学校教職員の過労死等の公務災害が疑われる事案が発生した際の対応	
第4章 市町村教育委員会や市町村立学校に対する取組	12

## 第1章 計画の趣旨と現状・課題

### (1) 計画の趣旨

秋田県教育委員会では、教員が子どもたちと向き合う時間や、よりよい授業づくりのための時間を確保し、質の高い教育を実現するとともに、働きやすい魅力的な職場環境の整備とワーク・ライフ・バランスの充実により教員の担い手を確保することを目指し、これまで数次にわたり計画を策定し各種対策に取り組んできました。

これまでの取組により、教員の勤務時間の縮減や勤務環境の改善に一定の成果が見られるものの、未だ長時間勤務が多い状況が続いています。

国においては、令和7年6月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下、給特法）が一部改正され、令和11年度までに教育職員の1か月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減という目標に向け、学校における働き方改革が一層進められています。

また、令和7年9月に改正された文部科学大臣が定める指針<sup>1)</sup>では、教育職員のサービスを監督する教育委員会が講ずべき具体的な措置として、新たに「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務分担の見直しや適正化が図られ、保護者や地域住民等、共に学校教育を支える幅広い関係者の方々との連携の必要性が強調されたところです。

こうした状況を踏まえ、県教育委員会では「教職員の働き方改革推進計画」を見直し、保護者や地域住民、関係機関等のご理解とご協力を得ながら、子どもたちの成長に真に必要な教育活動を更に充実させるため、学校における働き方改革に関する取組を着実に実施していきます。

#### 「学校と教師の業務の3分類」とは？

教員の働き方改革（業務改善）のための3つの業務分類です。

##### ◆学校以外が担うべき業務

- ①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- ②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- ③学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- ④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- ⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

##### ◆教師以外が積極的に参画すべき業務

- ⑥調査・統計等への回答
- ⑦学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理
- ⑧ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
- ⑨学校プールや体育館等の施設・設備の管理
- ⑩校舎の開錠・施錠
- ⑪児童生徒の休み時間における安全への配慮
- ⑫校内清掃
- ⑬部活動

##### ◆教師の業務だけが負担軽減を促進すべき業務

- ⑭給食の時間における対応
- ⑮授業準備
- ⑯学校評価や成績処理
- ⑰学校行事の準備・運営
- ⑱進路指導の準備
- ⑲支援が必要な児童生徒・家庭への対応

<sup>1)</sup> 「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和7年9月25日）

## (2) 本県の現状と課題

教職員の働き方改革推進計画（令和6年3月策定）では、県が定める勤務時間の上限に関する規定<sup>2)</sup>の遵守を目指し、取組を進めてきました<sup>3)</sup>。

### 勤務時間の上限に関する規定

\* 教員の時間外在校等時間<sup>4)</sup>（在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間）が次の範囲内となるよう業務量の適切な管理を行う

**1か月について 45 時間以内 / 1年について 360 時間以内**

### ① 県内の教員の勤務状況

◆ 1か月の時間外在校等時間が45時間以内の教員の割合

	県立			市町村立		全校種
	高等学校	特別支援学校	中学校	小学校	中学校	
<b>R6年度</b>	<b>61.4%</b>	<b>94.2%</b>	<b>55.0%</b>	<b>78.2%</b>	<b>53.0%</b>	<b>69.7%</b>
R5年度※	59.0%	92.9%	-	(77.8%)	(51.3%)	(68.4%)
R4年度※	67.2%	93.6%	-	(75.5%)	(47.8%)	(68.5%)

◆ 1年間の時間外在校等時間が360時間以内の教員の割合

	県立			市町村立		全校種
	高等学校	特別支援学校	中学校	小学校	中学校	
<b>R6年度</b>	<b>36.9%</b>	<b>80.2%</b>	<b>18.6%</b>	<b>51.6%</b>	<b>28.8%</b>	<b>45.8%</b>
R5年度※	13.7%	76.8%	-	(46.9%)	(24.2%)	(37.1%)
R4年度※	41.6%	78.7%	-	(43.8%)	(23.4%)	(42.0%)

◆ 1か月の時間外在校等時間が80時間を超えた教員の割合

	県立			市町村立		全校種
	高等学校	特別支援学校	中学校	小学校	中学校	
<b>R6年度</b>	<b>12.9%</b>	<b>0.0%</b>	<b>5.7%</b>	<b>1.4%</b>	<b>10.5%</b>	<b>6.3%</b>
R5年度※	14.4%	0.2%	-	(1.3%)	(11.7%)	(6.8%)
R4年度※	9.2%	0.0%	-	(1.8%)	(13.3%)	(6.3%)

◆ 1か月の平均時間外在校等時間

	県立			市町村立		全校種
	高等学校	特別支援学校	中学校	小学校	中学校	
<b>R6年度</b>	<b>42.3 時間</b>	<b>21.2 時間</b>	<b>41.3 時間</b>	<b>31.8 時間</b>	<b>45.9 時間</b>	<b>36.6 時間</b>
R5年度※	44.3 時間	22.3 時間	-	(31.5 時間)	(46.5 時間)	(37.2 時間)
R4年度※	39.3 時間	22.2 時間	-	(33.1 時間)	(48.8 時間)	(37.3 時間)

<sup>2)</sup> 「秋田県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」（令和三年三月十二日公布、令和八年三月二十三日改正）

<sup>3)</sup> 詳細は「教職員の働き方改革推進計画」検証結果（<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/3239>）参照。

<sup>4)</sup> 時間外在校等時間 = 在校等時間 + (A+B) - 勤務時間 - (C+D)

A 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒の引率等の職務に従事している時間

B 各地方公共団体で定めるテレワークの時間

C 勤務時間外における自己研鑽及び業務外の時間（自己申告による）

D 休憩時間

※) 令和6年度より市町村立小学校及び中学校の集計対象を変更したため、令和4～5年度の括弧内数値は参考値。

## ② 県立学校教員の時間外在校等時間の状況

◆職種別 1 か月の平均時間外在校等時間（R6 年度実績）

	校長	副校長・教頭	教諭	養護教諭	栄養教諭
高等学校	25.9 時間	40.1 時間	45.3 時間	17.5 時間	32.3 時間
特別支援学校	24.2 時間	47.5 時間	23.7 時間	15.4 時間	20.1 時間
中学校	24.2 時間	57.4 時間	39.9 時間	26.5 時間	3.3 時間

◆時間外在校等時間に行われた業務（R6 年度実績／上位 3 項目）

	高等学校	特別支援学校	中学校
1	部活動	文書作成・事務処理	文書作成・事務処理
2	文書作成・事務処理	教材研究	部活動
3	教材研究	校内打合せ・会議、分掌・ 学部関係業務、会計事務 等	教材研究

## ③ これまでの取組と課題

「2021 教職員が実感できる多忙化防止計画」では、計画期間中の令和 5 年度に全県立学校に統合型校務支援システムを導入し、教職員の勤務時間管理の徹底や時間意識の向上及び事務的業務の効率化を図ってきました。

また、令和 6 年策定計画では、「校務効率化に向けた ICT の活用」と「教職員をサポートする専門スタッフの活用」の 2 つに力を入れ取組を推進してきました。

「校務効率化に向けた ICT の活用」については、市町村立小・中学校における統合型校務支援システムの共同調達を進め、教職員の事務的業務や情報共有の効率化を図っています。また、教職員の業務負担軽減に資するデジタル採点システム（令和 6 年度に全県立高等学校へ導入）や高校入試 WEB 出願システム（令和 8 年度入試から運用開始）の導入も進めてきました。

「教職員をサポートする専門スタッフの活用」については、市町村立小・中学校に学校サポーターや児童生徒の学びを支える支援スタッフを配置したほか、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、教員を支える専門人材の配置を進めてきました。また、県スポーツ指導者登録システムにより部活動指導員等の確保・拡充を図っています。

学校や教育委員会がそれぞれの立場で取組を着実に進めてきたことにより、本県教員の時間外在校等時間には一定の改善が見られましたが、時間外在校等時間が「1 か月 45 時間／1 年 360 時間」を上回る教員は未だ多くおり、特に中学校や高等学校の教員の勤務時間が長い傾向が見られます。

県立学校では、時間外在校等時間に行われた業務として「文書作成・事務処理」や「部活動」が上位にあげられました。「文書作成・事務処理」については、これまでに導入してきた各種システムの活用により、さらなる業務時間の縮減につなげていく必要があります。また、「部活動」については引き続き、ガイドラインの遵守や部活動の地域展開等を推進することに加え、各学校において放課後活動を踏まえた日課表の見直しや休日の部活動時間の見

直しを図る必要があります。

また、県立中学校及び特別支援学校では、副校長・教頭の勤務時間が長い傾向にあります。それぞれの校種の特徴を踏まえつつ、校長のリーダーシップの下、教職員間で丁寧な対話を重ね、特定の職員に責任や負担が集中しないよう、業務分担の見直しや適正化が必要です。

また、コミュニティ・スクール<sup>5)</sup>において地域との連携や役割分担を図るとともに、教員の長時間勤務の現状を保護者や地域住民等、学校を取り巻く多くの方々に知っていただき、共に学校教育を支えていただけるよう、周知に努めます。

---

<sup>5)</sup> 学校運営協議会を設置する学校  
(学校運営協議会とは：保護者や地域住民等が学校運営に参画し、学校と一体となって教育活動を進めるための合議制の機関)

## 第2章 目的・計画期間・計画の位置づけ等

### (1) 計画の目的

教員が心身共に健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して生き活きと子どもたちに向き合うことができるよう、「働きやすさ」と「働きがい」を両立させた魅力ある職場環境を実現し、学校教育の質の向上と教員の担い手確保を目指します。

### (2) 計画期間

令和8年度から令和11年度まで（4年間）

### (3) 計画の位置づけ、計画の公表・改訂、総合教育会議での報告等

- ・本計画は、県立学校教員の業務量管理及び健康確保に係る目標や取組を示すとともに、市町村教育委員会に対する支援等について県教育委員会の役割を明らかにするものです。
- ・本計画は、秋田県公式サイト「美の国あきたネット」にて公表するとともに、計画に変更があった場合は随時更新を行います。（給特法第8条第3項）
- ・本計画の目標の達成状況や取組状況は、毎年度、教育委員会会議での報告を経て秋田県公式サイト「美の国あきたネット」で公表します。（給特法第8条第4項）
- ・本計画は、目標の達成状況等の検証や国の動きを踏まえ、計画期間中でも必要に応じて取組の追加や変更等の必要な見直しを行う場合があります。
- ・本計画の策定や改訂、目標の達成状況、取組状況については、毎年度、総合教育会議に報告（給特法第8条第3項及び第4項）し、知事部局との連携を図り、適切な役割分担の下、取組を推進します。
- ・本計画の策定や改訂に当たっては、人事委員会と認識を共有し、教員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉を図るために講ずべき措置に関し専門的な助言を求めするなど連携を図ります。

### (4) 計画の構成

- ・本計画では、第3章にサービスを監督する県立学校教員の業務量管理及び健康確保に係る目標や取組等を記載<sup>6)</sup>します。また、県内の市町村立学校においても教職員の働き方改革が推進されるよう、第4章に県教育委員会が行う「市町村教育委員会や市町村立学校に対する取組」を記載します。

---

<sup>6)</sup> 第3章は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置実施計画に位置づけます。

## 第3章 県立学校教員の業務量管理及び健康確保に係る目標・取組等

### (1) 目標

#### ① 秋田県教育委員会が定める勤務時間の上限に関する規定

教員の時間外在校等時間

1か月について **45 時間以内** / 1年について **360 時間以内**

#### ② 目標

早急に達成を目指す目標

\* 1か月の時間外在校等時間が **80 時間を超える教員 ゼロ**。

令和11年度までに達成を目指す目標<sup>7)</sup>

\* 1年間における教員の1か月時間外在校等時間 **平均 30 時間程度**。

\* **年次休暇の取得日数が 14 日以上**の教員の割合 **100%**。

### (2) 取組の柱と重点

県教育委員会は県立学校に対し、以下の3つを柱とし、取組を進めます。

#### I 学校内での働き方改革推進の支援

○各学校の実態に応じた業務改善が図られるよう支援・助言・指導を行います。

##### 【重点！】

- ・学校に対する伴走支援体制の構築
- ・適切な勤務時間の設定・管理等に対する助言・指導
- ・教育課程や日課表等の見直し等に対する助言・指導

#### II 教員と学校をサポートする体制整備

○保護者や地域住民をはじめとする幅広い関係者の理解と協力が得られるよう体制整備等を行います。

##### 【重点！】

- ・コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の活用
- ・保護者や地域住民等に対する働きかけ

#### III 教職員のワーク・ライフ・バランスを実現する環境整備

○教職員の健康を確保し、働きやすさと働きがいを感じられる職場環境を整備します。

##### 【重点！】

- ・長時間勤務となっている教員への働きかけ
- ・年次有給休暇等の取得促進
- ・柔軟な働き方の実践事例の共有
- ・休憩時間や勤務間インターバルの確保

<sup>7)</sup> 目標の達成状況は毎年度校種別に公表する。

### (3) 具体的な取組

#### I 学校内での働き方改革推進の支援

##### ① 学校に対する伴走支援体制の構築【重点！】

- ・各学校において実効性のある業務改善の取組を進めるため、学校の実態や課題に応じた支援・助言・指導を行う伴走支援体制を構築します。
- ・学校における業務改善の取組について、成果を上げている事例を収集し、共有します。

##### ② 適切な勤務時間の設定・管理等【重点！】

- ・校舎の開錠・施錠業務の責任や負担を、副校長や教頭等の特定の職員に集中させないための職員間の役割分担の見直しについて、助言・指導を行います。
- ・教職員の勤務時間外の電話対応の負担を軽減するために、留守番電話の設置や保護者連絡ツールの活用を推進します。
- ・「秋田県学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」に基づき、部活動休養日の設定や活動時間遵守を徹底するよう助言・指導を行います。
- ・教職員の適切な勤務時間の記録を徹底するとともに、それをもとに教職員の健康と福祉、業務改善に向けた対応をするよう管理職に働きかけます。

##### ③ 教育課程や授業時数、日課表等の見直し及び学校行事の精選・統合【重点！】

- ・教育課程について、学校教育法施行規則において定められる授業時数の標準を大きく上回って編成されている学校に対し、年間授業時数の削減を含めた教育課程編成の見直しについて助言を行います。
- ・学校が組織的・計画的に行う教育活動が、教職員の勤務時間内に適切に設定されるよう、助言・指導を行います。
- ・学校行事について、それぞれの教育的価値を踏まえた精選や統合に向けた取組を推進するため、成果を上げている事例を共有します。

##### ④ 会議や送付文書等の精選

- ・学校内で行われる会議や打合せの効率化について、助言を行います。また、県高等学校体育連盟や県高等学校文化連盟、高等学校教育研究会各部会等が主催する会議や協議・研究の在り方及び精選等について、関係機関と共に検討します。
- ・県教育委員会主催の会議や研修について、オンラインでの実施を積極的に検討するなど、継続した見直しを行います。
- ・県教育委員会から学校に送付する文書等の削減に努めるとともに、県関係部局に学校への送付文書の見直し等による負担軽減について協力依頼を行います。

#### ⑤ デジタル技術を活用した校務効率化

- ・授業や校務にデジタル技術の積極的な活用が図られるよう、ネットワーク等の必要な環境整備を行うとともに、活用法や好事例について情報提供を行います。
- ・Gemini 等の生成 A I の校務利用については、課題も指摘されていることを踏まえ、活用の可能性を探るための検証を行います。
- ・県立学校に文書等を送付する際には、統合型校務支援システムや Google Workspace の活用等による効率化を図ります。
- ・学校による回答が必要な調査・アンケート等について精選を進めるとともに、Google Workspace 等の活用による負担軽減を図ります。また、教員との協働により事務職員が中心となって回答する体制づくりについて、助言を行います。
- ・統合型校務支援システムや高校入試 WEB 出願システム、デジタル採点システムについて、必要な機能改修等を進めます。

#### ⑥ 校長の組織マネジメントに対する助言・指導等

- ・各学校における業務改善計画の策定と着実な遂行に向けた助言・指導を行います。
- ・特定の教職員に業務の責任や負担が集中しないよう、外部人材の活用も含め、教職員の業務や分担の適正化を図ることについて助言・指導を行います。
- ・職務経験が少ない教員の業務負担が過度なものにならないようにするとともに、他の教員からの助言や、必要な支援を得られやすい体制を整備するよう働きかけます。
- ・学校評価の結果に基づき運営改善を図る場合にも、業務量管理の視点を持ち、総業務量の増加に繋がらないよう働きかけます。
- ・業務の持ち帰りは行わないことが原則であることを教職員に意識付けるとともに、業務の持ち帰りが行われている実態がある場合は、その実態を正確に把握し、当該教職員と共に改善策を講じるよう助言・指導を行います。
- ・学校管理職の人事評価の評価項目や研修内容に、働き方改革に資する組織マネジメントに関することを加え、管理職としての資質能力の向上につなげます。

#### ⑦ 学校徴収金の公会計化等の検討

- ・公会計化することが適切な学校徴収金があるか検討します。また、直ちに公会計化を行うことが困難であるか、公会計化が適切でない学校徴収金については、当該学校徴収金の目的である物品又はサービスを取り扱う事業者から保護者が直接購入するなど、会計事務軽減のための手法について検討します。

## II 教員と学校をサポートする体制整備

### ① コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の活用【重点！】

- ・令和 10 年度末までに全ての県立学校に、地域住民等が学校運営に参画するコミュニティ・スクールを導入し、保護者や地域住民等が一体となり、地域ならではの特色ある学校づくりを進めるとともに、教員の多忙化の解消に向けた取組への理解と協力体制の構築が図られるよう、積極的に働きかけを行います。
- ・コミュニティ・スクールに対し、地域との連携や役割分担等に関する好事例を共有するなど、コミュニティ・スクールを活用した学校運営の改善・充実にに向けた助言や支援を行います。
- ・学校と地域の連絡調整が円滑に行われるよう、地域学校協働活動推進員の確保と育成支援を行うとともに、推進員の学校運営協議会への参画を推進します。

### ② 専門人材や外部人材の活用

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門性を有する外部人材を配置し、適切な業務分担により教員の業務を支援します。
- ・スクールロイヤー等の専門家と連携し、学校が対応困難な事案を抱えこまないための体制整備を進めます。
- ・特別支援学校において、医療的ケア看護職員や車椅子移乗等介助員等の必要な専門スタッフを配置します。
- ・不登校児童生徒への対応について、専門スタッフも含めた校内支援体制の確立と、関係機関との連携による効果的な支援を行うことができるよう助言・指導を行います。
- ・生徒の卒業後の就職先に関する情報収集等について、教職員や支援スタッフ及び地方公共団体等における就職に関する専門人材との協働を促進します。

### ③ 部活動を支える体制構築と人材確保

- ・複数顧問制や合同部活動等の実施、部活動指導員等の配置により、効率の良い指導・運営体制が構築できるよう助言・指導をします。
- ・県スポーツ指導者登録システムの運用や、指導者研修の実施により、指導人材の確保や養成を行います。

### ④ 保護者や地域住民等に対する働きかけ【重点！】

- ・教員の長時間勤務の実態や、これにより生じる課題等について、保護者及び地域住民をはじめとする幅広い関係者の理解と協力が得られるよう周知を図ります。

### ⑤ 関係機関等との連携

- ・県関係部局と連携するとともに、関係団体等との協議会において継続的な意見交換を行い、働き方改革の取組の充実に努めます。
- ・県中学校体育連盟、県高等学校体育連盟、県高等学校野球連盟、県スポーツ協会、県高等学校文化連盟等と継続して協議し、部活動に係る規定の遵守を働きかけます。

### Ⅲ 教職員のワーク・ライフ・バランスを実現する環境整備

#### ① 長時間勤務となっている教員への働きかけ【重点！】

- ・教員の在校等時間が上限方針で定める上限時間の範囲を超えた場合には、報告の内容や校長からの聞き取りを通して、各学校における業務改善や環境整備等について、必要な助言や支援を行います。
- ・教員の健康を確保するため、1か月の時間外在校等時間が80時間を超えた教員に対し、医師による面接指導を勧奨するなど、健康へ配慮するよう指導します。

#### ② 年次有給休暇等の取得促進【重点！】

- ・教職員が年次有給休暇や夏季休暇等の特別休暇を取得しやすい職場環境づくりを働きかけます。

#### ③ 柔軟な働き方の実践事例の共有【重点！】

- ・教職員が早出遅出勤務や時差出勤、テレワーク、フレックスタイム制等による柔軟な働き方を実現するため、学校での実践事例の共有を行います。

#### ④ 休憩時間や勤務間インターバルの確保【重点！】

- ・すべての教職員に休憩時間が確保されるよう働きかけます。
- ・すべての教職員に終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間(目安：11時間)が確保されるよう働きかけます。
- ・学校での休憩時間確保や勤務間インターバル確保の実践事例の共有を行います。

#### ⑤ ノー残業デーの設定

- ・週1日以上上のノー残業デーを設定する（指導計画や施設利用等の理由により、一律の設定が困難な場合には、同じ週の中で定時退勤日を設けることも含む）ことで、教職員の定時退勤に対する意識向上を図るよう働きかけます。

#### ⑥ 長期休業中の学校閉庁日の設定

- ・すべての県立学校において、教職員が安心して休養し、心身共にリフレッシュを図ることができるよう、長期休業中に学校閉庁日（統一的に学校業務を停止する日）を設定します。

#### ⑦ 健康診断やストレスチェックの実施、心身の健康問題相談窓口の設置等

- ・労働安全衛生法に基づき、教職員の適正な勤務と健康を確保するよう、健康診断やストレスチェック、健康管理医等による面談、各種健康相談事業等メンタルヘルス対策を実施し、教職員の心と体の健康保持・増進を図ります。
- ・教職員が心身の健康問題について相談できる窓口を設置し、必要に応じて医師や心理師等による助言・指導を受けることができるよう周知します。

#### ⑧ ハラスメントの防止

- ・すべての教職員が個人としての尊厳を尊重される、働きやすい職場環境の確立に向けて、「ハラスメントの防止及び対応に関する指針<sup>8)</sup>」を周知し、ハラスメントを「しない」「させない」職場環境づくりを働きかけます。
- ・学校においてハラスメントの問題が生じた場合は、指針に基づき適切に対応するよう働きかけます。

#### ⑨ 教職員の産育休取得に伴って配置される教職員等の計画的配置の充実

- ・教職員の産前産後休暇及び育児休業等の取得に伴い学校に配置される教職員について、計画的な配置の充実に努めます。

#### (4) 県立学校教職員の過労死等の公務災害が疑われる事案が発生した際の対応

- ・長時間労働に起因すると疑われる心身の不調の発生の速やかな把握、調査、再発防止策の実施に努めます。

---

<sup>8)</sup> 秋田県教育委員会「ハラスメントの防止及び対応に関する指針」（令和7年4月11日全部改正）

## 第4章 市町村教育委員会や市町村立学校に対する取組

県教育委員会は市町村教育委員会及び市町村立学校に対し、以下の支援等を行うとともに、取組の推進について校長会等を通じて働きかけます。

### ① 業務量管理・健康確保措置の実施に係る支援

- ・各市町村教育委員会が策定する業務量管理・確保措置実施計画の策定及び実施の状況を把握するとともに、市町村教育委員会の求めに応じて、実施に必要な支援・助言を行います。

### ② 部活動を支える体制構築と人材確保

- ・連絡協議会の設置や県総括コーディネーターの配置による市町村支援、国と市町村との連絡調整、指導者研修会の実施により、市町村立中学校部活動の地域展開等を推進します。
- ・県スポーツ指導者登録システムの運用及び中学校文化部活動指導者等一覧の公開により指導者の把握・確保と市町村等への情報提供を行います。
- ・市町村立中学校における部活動指導員の配置について、市町村教育委員会の要望等を把握しながら拡充を検討します。また、国に対して、希望する全ての市町村立中学校に部活動指導員を配置できるよう、財政措置の拡充や、県及び市町村の負担割合の軽減を要望します。

### ③ 専門人材や外部人材の活用

- ・教員が子どもたちと向き合う時間を確保し、教材研究等の教員でなければできない仕事に注力できるよう、学校サポーターの配置拡充を図ります。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、専門性を有する人材の活用を図ります。また、校内教育支援センターでの学習支援及び相談支援を行う支援員の配置拡充を図ります。

### ④ デジタル技術を活用した校務効率化

- ・市町村立学校に勤務する教職員の業務負担軽減に資する、統合型校務支援システムの導入を進めます。
- ・高校入試 WEB 出願システムの活用や、必要に応じた機能改修等を行い、入試業務の大幅な効率化と省力化を図ります。

### ⑤ 会議や送付文書等の精選

- ・県教育委員会から学校に送付する文書等の削減に努めます。また、学校による回答が必要な調査等については、デジタル技術の活用による負担軽減を図ります。
- ・県教育委員会主催の会議や研修について、開催の在り方やオンライン実施等、効率的な運営に向けた見直しを継続して行います。

**⑥ 学校事務業務の機能強化**

- ・市町村立学校において他校との事務の共同実施による事務機能強化を引き続き進めます。

**⑦ 関係団体との協議、保護者や地域住民等に対する働きかけ**

- ・市町村立学校の働き方改革に関する協議会において継続的な意見交換を行います。
- ・本計画の内容について、保護者及び地域住民その他の関係者の理解と協力が得られるよう、周知を図ります。

**⑧ 教職員の健康保持・増進**

- ・市町村教育委員会に対して、市町村立学校における労働安全衛生管理体制の整備の周知徹底や労働安全衛生対策の充実を働きかけるとともに、必要に応じて指導・助言を行います。

**⑨ 校長の組織マネジメントに対する助言・指導等**

- ・学校管理職の人事評価の評価項目や研修内容に働き方改革に資する組織マネジメントに関することを加え、管理職としての資質能力の向上につなげます。

教職員の働き方改革推進計画

令和8年3月 発行

発 行 秋田県教育委員会

編 集 秋田県教育庁総務課

TEL 018-860-5112

FAX 018-860-5851

ホームページアドレス

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/education>

(ウェブサイトにもデータを掲載しています。)